

福島は今

福島原発告訴団団長 武藤類子

【東電刑事裁判 あり得ない判決】

2020年9月に東京地方裁判所は、東電旧経営陣の福島原発事故の責任を問う刑事裁判に対し判決を下した。「被告人全員無罪」の判決は、福島県民をはじめ多くの被害者にとってはおおよそ納得のできないものであり、更なる苦悩と失望を与えた。この裁判は、2012年に福島県民1324人が刑事告訴を行ったことから始まった。検察による2度の不起訴処分、検察審査会の2度の起訴相当議決を経て、2016年に東電旧経営陣3人に強制起訴が行われ、ようやく手にした裁判だった。

37回に渡って開かれた公判では、政府機関である地震調査研究推進本部（推本）が2002年に出している、長期評価に基づいて計算すれば、福島原発を15.7メートルの津波が襲う可能性があることを2008年には認識しながら、社員たちが考えた対策案を経営陣が先延ばしし、何の対策もしないままに3.11を迎えたことが、21人の証人の証言や、メールや議事録などの多くの証拠によって明らかにされた。特に、2007年の柏崎刈羽原発の事故で原発全が基停止し赤字経営となった東電が、福島第1原発まで津波対策工事で止められることを恐れていたことが社員の証言で明らかにされたことは衝撃であった。また、原発事故による避難の過程で44人もの死者がでた、双葉病院の患者たちの、壮絶な避難の様子も医師や看護師、遺族たちによって証言された。安全より経営を優先し、やろうと思えばできた対策を何もやらずに事故を招き、何十万人もの住民に重大な被害を与えたことは、明らかに犯罪であると確信できた。

しかし、判決は「全員無罪」。裁判長が読み上げた判決要旨は、東電に都合が良い証拠だけが採用され、不都合な部分を取り上げていないと感じられた。公判の中で明らかになった原発事故の被害については、双葉病院の避難による死亡の過程も含め、具体的にはほとんど触れることはなかった。また、地震調査研究推進本部が公表した、最新知見としての長期評価の信頼性を全面的に否定した。日本最高峰の学者が集まり、議論のすえ合意に至った政府機関としての知見について、裁判官がそれを全否定するとは、とても考えられないことだが、判決要旨には、「(長期評価を考慮して)必要な措置を講じることが義務付けられるとすれば」「原子力発電所の運転はおおよそ不可能ということ」と書かれていた。つまり原発の運転を認めるためには長期評価を否定するしかなく、原発を存続したい行政におもねった判断だといわざるを得ない。原発の安全性に関しても、「社会通念」が国の規制に反映されていて、それは「絶対的な安全を求めている」ものだったと認定した。「万が一にも起きないように」とした1992年の伊方最高裁判決から後退してしまったと言える。

裁判所は間違った判断をしたと思う。あれだけの証言や証拠がありながら、もっとも責任を取るべき人の責任を曖昧にした。検察官役を務める指定弁護士は、控訴時のコメントとして「この判決がこのまま確定することは著しく正義に反する」と語った。控訴審での審理が始まる。裁判所には、原子力行政に忖度などせず、権力から完全に独立した正義の砦であって欲しいと望み続けたい。*裁判について分かりやすい短編映画「東電刑事裁判 不当判決」をYouTubeで公開しています。ぜひご覧ください。

【福島はオリンピックどころではない】

昨年秋に日本各地を襲った台風 19 号は、福島の除染されていない森林に積もった放射性物質を河川に運び、その川を氾濫させ、川底の泥とともに地上に拡散させた。原発事故で避難しようやく再建した家が水没した人もいた。ひとたび原発で事故が起きてしまうと、長い時間、拡散された放射性物質による問題が続いていく。被害者の人権が著しく侵害される事態が引き起こされていく。今、オリンピックを利用して、復興の掛け声を大きくし、事故の現実を覆い隠し、事故は終わったことにされようとしている。

しかし、未だに「原子力緊急事態宣言」は解除されず、事故は続いている。第 1 原発のサイト内に林立するタンクに保管された 120 万 t を超える ALPS 処理汚染水について、経産省の「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」が、海洋または蒸気放出という環境放出案を、陸上保管の代替案を十分議論しないまま強引にとりまとめた。漁業者や多くの県民、地元町民なども環境への放出に反対している。現在、一日約 6000 人の作業員が構内での被ばく労働に従事しているが、事故が頻発しており、発災から 2019 年の上半期までで、東電が公表・認めているだけで死者 20 人・重症 24 人・意識不明等 29 人・負傷 222 人・熱中症 101 人 (2019.12.1 春橋哲史氏ブログより) に上っている。全てを遠隔操作遠隔操作で行われるはずの高さ 120 メートルの排気筒解体工事では、3 人の作業員がクレーンで吊るされたゴンドラで排気筒に登り、外側からグラインダーで切断する事態まで起こった。

「復興五輪」の名の下に、避難指示区域の解除が進められ、避難者たちへの帰還が奨励され、仮設住宅は閉鎖され、借り上げ住宅の無償提供がこの 3 月で打ち切られていく。富岡、浪江両町の全域と、葛尾、飯舘両村の帰還困難区域からの避難者のうち、約 24% に当たる 546 世帯 (2020.1.16 福島民報より) は昨年 12 月末現在で 4 月以降の住まいの見通しが立っていない。災害復興住宅では福島県内で 300 世帯以上に家賃の滞納が起きている。また、福島県は区域外避難者で東京都などの国家公務員住宅に入居し、昨年 3 月までに、様々な事情で退去できなかった数十世帯に対して、家賃の 2 倍の「損害金」の請求書を送り続けている。被害者は疲弊し精神的に追い詰められている人も多い。浪江町津島地区の 500 人の避難者たちの心的影響を調べた蟻塚亮二氏によると、PTSD リスクが 48.4 パーセント (2020.1 月号 岩波「世界」) に上っているようだ。事故当時 18 歳以下の人々の甲状腺がんとその疑いが 230 人を超えた。県民健康調査検討委員会は相変わらず原発事故との関連を否定しているが、正確な罹患者数が調査されていないし、推計被ばく線量の地域差と罹患者率に相関があるという意見もある。

福島県内に 1400 万トンある除染による放射性廃棄物を、再生資材と呼んで道路や農地に埋めることを環境省が提唱し、飯舘村などで実証事業が行われている。住民が反対し中止になった地域もあるが、全国を対象に汚染土壌の拡散となる恐れがある。わざわざ除染をして集めた汚染土壌を、再び環境に拡散することの不合理についてとても理解できない。

「復興五輪」とは、いったいなんだろう。オリンピックを最大限に利用して、原発事故の被害と避難者を可視化できなくし、福島の安全・安心キャンペーンを繰り広げ、住民やアスリートを危険に晒す。莫大なお金が動いて利益を得る者がいる。被害にあった者たちの復興なんていったいどこにあるのだろうか。福島はオリンピックどころではない。